

決済高度化に向けての課題について

決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ

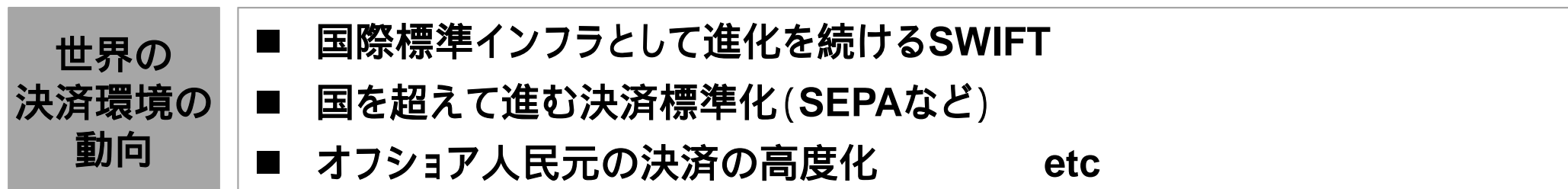
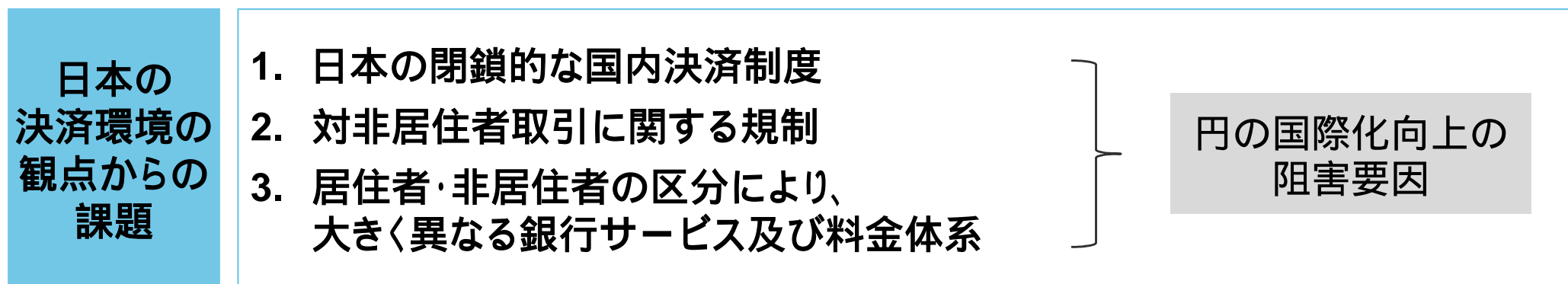
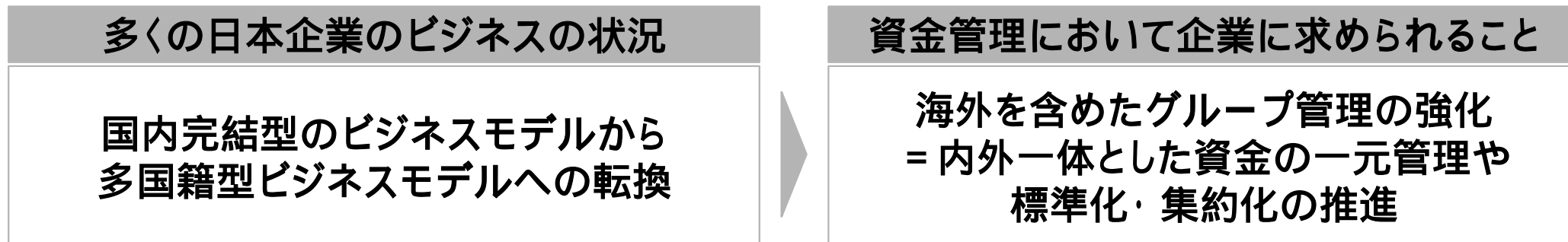
デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

目次

企業の動向と日本の決濟環境における課題	3
決濟環境における各課題の内容	4
課題の背景にある真因	11

決済に関する課題が日本企業の競争力に影響を与えている

企業の動向と日本の決済環境の観点からの課題



日本の閉鎖的な国内決済制度は、主に2つの問題がある

課題1: 日本の閉鎖的な国内決済制度 (1/3)

主な 問題点 1

- 国際標準インフラであるSWIFTとの連携がない
 - ✓ 国内取引の明細を受領する場合には、SWIFTのMT940を受信するサービスを別途依頼する必要があり、しかも手数料が高い。また、大半のSWIFT非加盟銀行からは不可
 - ✓ 海外から全銀システムでの決済指示をする場合には、非連続的なプロセスとなり、国内で処理をする必要がある

主な 問題点 2

- 「対非居住者円取引」や「外為にかかる円決済」については、全銀システムとは別の外為円決済制度により決済となる
 - ✓ SWIFTで決済指示は出来るが、全銀システムによる決済に比して、銀行サービスが劣り及び料金体系が高い(課題3で説明)

全銀フォーマットとSWIFTフォーマットには以下のような違いがある

課題1:日本の閉鎖的な国内決済制度(2/3)

項目	全銀フォーマット	SWIFTフォーマット
文字形態	半角カタ英数字	大文字英数字
受取銀行番号	全銀コート(銀行4桁) + (支店3桁)	SWIFTコード (銀行4桁)+(国2桁) + (都市2or4桁)
預金種目	ト(当座)、フ(普通)、ツ(通知)	必須ではない
受取人名義	口座開設時に登録した名義(カナ) 例)デロイトトーマツコンサルティング カブ	英文(例)DELOITTE TOHMATSU CONSULTING CO., LTD
送金のための 必須事項	受取人名義も登記内容と一部不一致の場合で も、銀行により対応がバラバラである	口座名義は、大よその一致で処理される国が多い。また、備考欄にローカル決済情報を追記することにより、円滑な決済処理がなされる

SWIFTのメッセージタイプにて、全銀フォーマットで必要とする情報を送信出来ないため、事前に受取人情報を登録しておくなど、各銀行が提供する変換サービスを利用する必要がある
(ただし、変換サービスには様々な制限がある)

SWIFT送金指示により、全銀送金を指示を行う参考案

1. 受取銀行番号(4桁) + 受取支店番号(3桁) + 口座番号を口座番号に記載する。
もしくは、受取銀行番号(4桁) + 受取支店番号(3桁)を備考欄に記入
2. 預金種目を必須事項から除外
3. 受取人名義:口座開設時に、日本語正式名(フリガナ)に加えて英語正式名の登録し、受取人名を英語とする。
もしくは、企業コード(例/帝国データバンクなど)を利用

全銀システムと外為円決済制度が分かれているため、以下のようなパターンが存在している

課題1: 日本の閉鎖的な国内決済制度 (3/3)

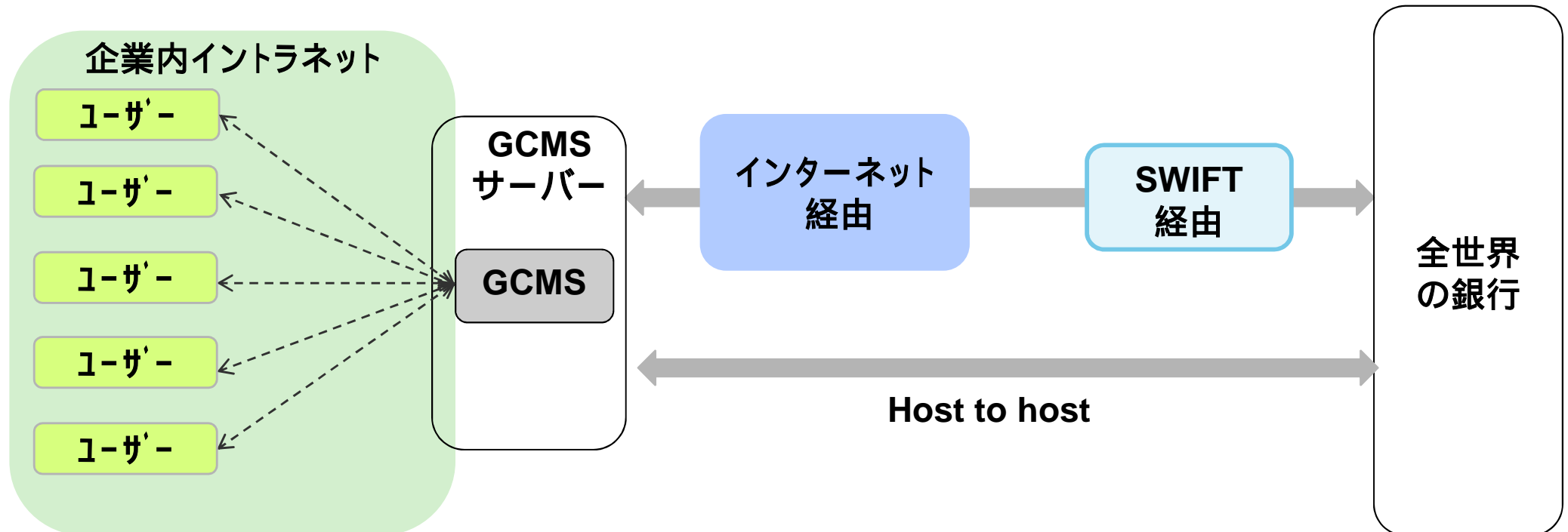
パターン	支払口座	受取口座	支払方式	外為法上の報告の要否	SWIFTでの対応可否
1	居住者 →	居住者	全銀システム	不要	×
2	居住者 →	非居住者	外為円決済制度	必要(注)	
3	非居住者 →	居住者	外為円決済制度	必要(注)	
4	非居住者 →	非居住者	外為円決済制度	不要	

注)

- 報告義務は、常に居住者にある。
- 全ての取引が対象ではなく、報告が不要となる取引もある

統一GCMにより全世界の銀行とデータ交換を実現することが理想

(ご参考) 一元システムによる全世界の銀行へのアクセス(理想系)



- 統一のCMSで全世界の銀行と電子的にデータ交換を行い、資金、為替、与信などの管理を行える体制を構築することが理想
- 日本を含めた少数のアジアの国(台湾、中国など)以外は、現地に保有する口座からの送受信のプロセスは構築されている

事業法人にとって非居住者取引に関する規制(報告書)の負担は重い

課題2: 対非居住者取引に関する規制(1/2)

具体的
な規制
(報告)

「外国為替及び外国貿易法(外為法)」に基づく報告書

報告対象: 特別国際金融取引勘定の運用調達状況、対外支払手段等、非居住者等に対する債権債務支払等、海外預金の残高、資本取引、内部留保等、対内直接投資等、技術導入、外為法55条の7に係るもの、外為法55条の9に係るもの



以下のような場合においても、報告をする必要があるためグローバルベースでの取り組みを実施するにあたっての効率性を阻害している

1. クロスボーダーでのキャッシュ・プーリング

- 米国内で営まれるUSドルキャッシュ・プールに参加する本邦法人の口座も対象

2. グループ企業間の債権・債務のネット受払

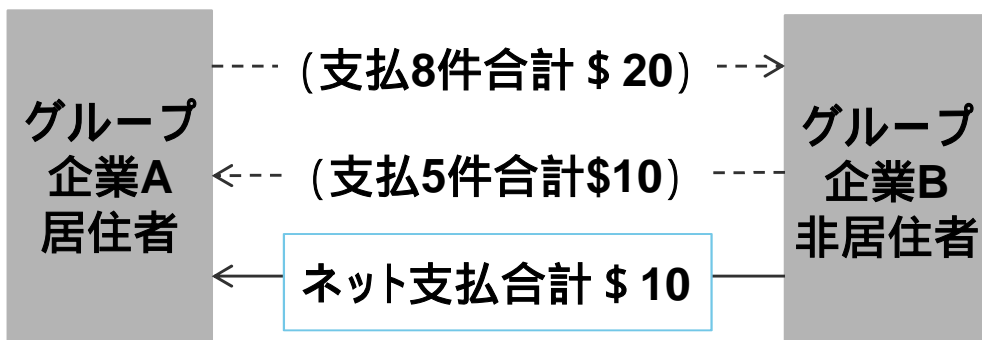
3. ペイメント・ファクトリー(外部支払集約化)

次ページ参照

当該報告は、グローバルベースでの取組みでもネックとなっている

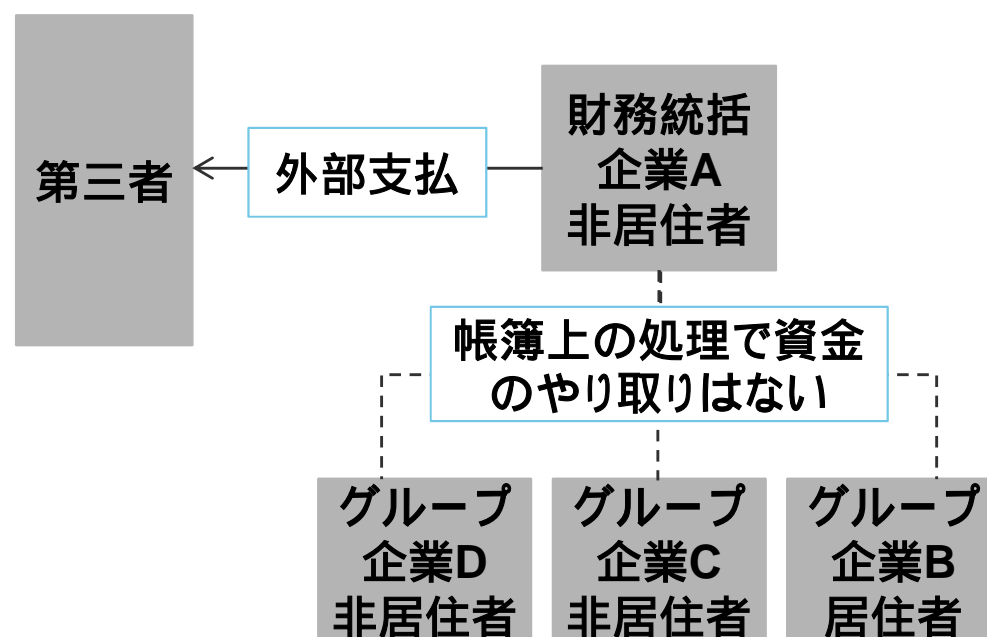
課題2: 対非居住者取引に関する規制 (2/2)

グループ企業間の債権・債務のネット受払



報告書はグロス

ペイメントファクトリー (外部支払集約化)



- 受払いはネットで実施するが、債権債務のそれぞれの項目で報告が必要
- プロセスを海外で集約化している場合、当該報告を理解することが困難

- 「非居住者である企業A」と「居住者である企業B」の契約に基づき、行われる取引のため日本のみ報告が必要 (なお、税務上はdeemed loanとみなされるリスクあり)

居住者・非居住者への対応の違いが、グローバルでの取組みを阻害

課題3: 居住者・非居住者の区分により、大きく異なる銀行サービス及び料金体系

居住者同士の資金決済

居住者・非居住者の資金決済



システム/制度	送金手数料	カットオフタイム	入金手数料	報告要否
全銀システム	数百円	15:00	なし	不要
外為円決済制度	数千円	13:00前後 (ただし、支払指示は、前日中到着とする銀行が多い)	あり (例) 送金額×0.05%	報告要 (取引金額・種類による)

課題の真因には、これまでの議論の経緯や制度・インフラの設計思想があると考えられる

課題の背景にある真因

1

- エンドユーザー不在の議論
 - ✓ 仕組みを利用するユーザーの声を聞かずに、議論が行われてきた

2

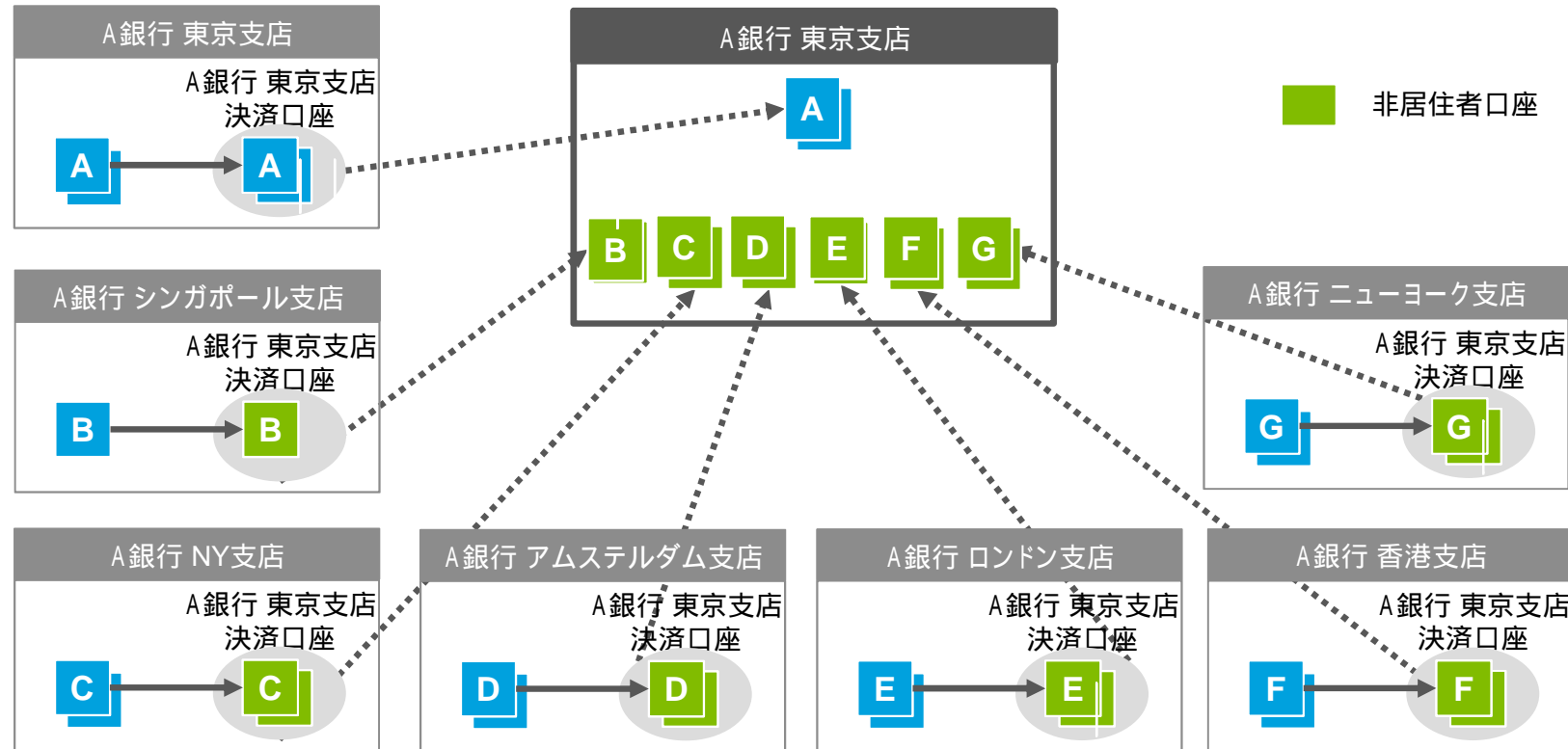
- 国内中心の制度・インフラの設計思想
 - ✓ 規制・統制の強化を図るため、国内の閉鎖的な完璧さを追及しすぎたあまり、多国籍企業や外資系企業にとって利用しにくい環境となっている

決済環境の課題が日本および日本企業の
国際競争力を落とす要因となっている

【参考】CMSアジェンダ

先進的な取り組みを日本に！

参加企業の預金と借入の相殺を認めるノーショナル・プール



タイプ	説明	特徴
グロス型	ノーショナル・プールに参加する企業の残高合計が常に余剰となることを条件に、各々の口座の余剰・不足残高に対して、銀行からの優遇金利が受けられる	銀行への支払金利の軽減と預金金利の優遇
ネット型	ノーショナル・プールに参加する企業の残高合計が余剰の場合は、ネット額を預金とし、不足の場合はネット額が借入となる。金利の決済はヘッダーで行われる	ネットされる部分をグループ間ローンとし、ネットの過不足だけが銀行への預金・借入となる